

高砂市

成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月
令和5年3月改定

高 砂 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	3
3. 計画の策定体制	3
第2章 成年後見制度を取り巻く現状	4
1. 対象となる人の現状	4
2. 成年後見制度に関する取り組みの状況	7
3. 成年後見制度の相談・支援の現状	10
4. 成年後見制度に関する市民・関係者等の意識・動向	12
第3章 計画の基本的な考え方	21
1. 計画の目的	21
2. 計画の目標	21
3. 施策体系	25
第4章 具体的な施策・取り組みの展開	26
1. 権利擁護支援に向けたチームの充実	26
2. 高砂市地域連携ネットワーク協議会の構築・充実	28
3. 中核機関設置による支援体制の構築・充実	29
第5章 計画の推進・評価	34
1. 計画の推進	34
2. 計画の進捗管理と評価	34
資料編	35
1. 高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱	35
2. 高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会委員名簿	37
3. 策定経過	38
4. 用語解説	39

はじめに

わが国は、超高齢社会を迎えています。本市においても、高齢者世帯や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付数が増加するなど、支援を必要とする人が増えています。平成12年に創設された成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約行為で不利益を被ったり、人としての尊厳が損なわれたりすることがないように、おもに法律面で支援する制度です。



本市では、令和3年度より成年後見に関する相談窓口を一本化し、庁内及び関係機関との連携体制を整えました。今後、さらに高齢化が進み、成年後見制度への新たなニーズの高まりが見込まれるため、令和3年5月に高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会を設置し、このたびの本計画策定となりました。

本計画は、本市の福祉分野の上位計画である「第3期地域福祉計画」の基本目標の1つである「権利擁護に関する取り組みの充実」に包含されるものであり、令和4年度に策定予定の「第4期地域福祉計画」と一体的に推進していくこととなります。

「誰もが安心して自分らしく暮らせる ぬくもりのまち」をめざし、「成年後見制度が必要な人に行き届く、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、充実」を図ります。成年後見制度の周知・啓発はもとより、制度を必要とする人に、必要な支援が行き届く体制を構築し、本人が自立し、尊厳をもって生活できるまちづくりを推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、委員会で多くの貴重なご意見をいただきました委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力いただきました市民の皆様、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

高砂市長 都倉達殊

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益を被ったり、人間としての尊厳が損なわれたりすることのないように、主に法律面で支援する制度です。

この制度は、介護保険制度の施行に伴い、従来の禁治産・準禁治産制度が見直され、平成12年に介護保険制度と同時にスタートしました。しかし、全国的にも成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、近年の高齢化の進行に伴う認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況にあり、成年後見制度に関する理解醸成や、活用の促進が大きな課題となっています。

このような中、国は平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）を施行し、同法に基づき平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「国の基本計画」という。）を閣議決定しました。

国の基本計画では、市町村の講ずる措置として、「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を定め、利用促進に向けて必要な体制の整備を講ずることが明記されています。

成年後見制度の概略

成年後見制度には大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度

本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度で、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など ^{※1}		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為	日常生活に関する行為以外の行為	民法13条1項所定の行為 ^{※2 ※3 ※4}	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部） ^{※1 ※2 ※4}
取消しが可能な行為		同上 ^{※2 ※3 ※4}	同上 ^{※2 ※4}
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」 ^{※1}	同左 ^{※1}

※1 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

※2 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

※3 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

※4 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

出典：法務省ホームページより抜粋

任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、判断能力が不十分になったときに、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本市はこれまで、権利擁護の支援に向けて、成年後見制度の周知、利用支援、相談支援体制の強化など、成年後見を必要とする人が必要な支援が受けられるよう、高砂市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）をはじめとした様々な関係機関と連携し、取り組んできました。

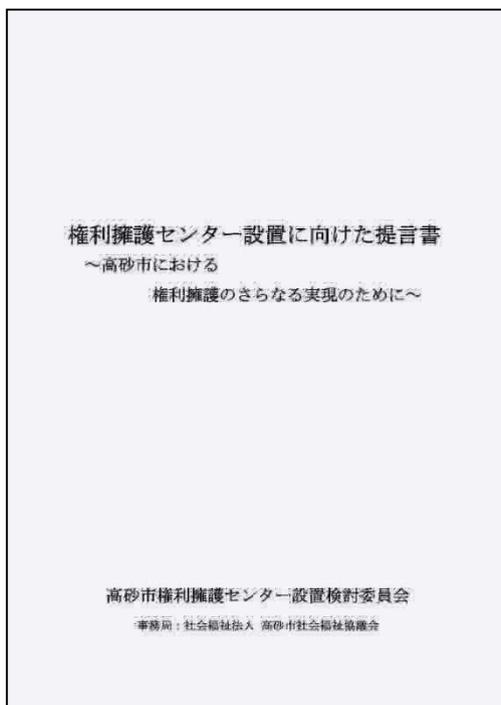
高齢化の進展に伴い、成年後見に関する各種事業の利用は増加しています。また、成年後見を必要とする人に対する支援内容や相談内容は多様化・複雑化しており、今後さらに高齢化が進行すると予測されることから、本市における成年後見制度の支援体制を強化する必要があります。

このような状況に先駆け、市社協を事務局とした「高砂市権利擁護センター設置検討委員会」が平成31年4月に設置され、本市もその検討委員会に参加しました。当委員会では、先進地視察をはじめ、民生委員・児童委員や専門職、福祉関係者等を対象とした実態調査を実施するなど、本市の権利擁護に関する問題や課題の把握、整理が行われました。そして、本市における権利擁護の推進に向けた「権利擁護センター設置に向けた提言書」が作成され、令和3年3月24日に当市に提出されました。

令和3年度から成年後見に関する窓口を市地域福祉課に一本化し、連携体制の再構築を行いましたが、今後さらに高齢化が進むこと、成年後見制度に関するニーズが高まることから、本市における新たな支援体制の構築が重要となっています。

本市の福祉の上位計画で成年後見制度とも関連の深い「第3期高砂市地域福祉計画」は令和4年度をもって終了することになっていますが、成年後見制度に対するニーズの高まりと利用促進に向けた施策を早期に展開するため、「高砂市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

提出された提言書



2. 計画の位置づけと期間

本計画は、成年後見制度利用促進法第 14 条の規定に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

成年後見制度利用促進法 抜粋
 (市町村の講ずる措置)

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、本計画は、本市の福祉分野の上位計画である「第 3 期高砂市地域福祉計画」の「基本目標 6 権利擁護に関する取り組みの充実」に包含されるものであり、成年後見制度の利用を促進していくための具体的な施策等を取りまとめた計画となります。

本計画の期間については、「第 4 期高砂市地域福祉計画」と一体的に推進していくことになるため、令和 4 年度から令和 9 年度までの 6 年間とします。

	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	~
国基本計画	第 1 期					第 2 期						
高砂市成年後見制度 利用促進基本計画						第 4 期地域福祉計画						
高砂市地域福祉計画	第 2 期	第 3 期				第 4 期地域福祉計画						

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、司法関係者や保健・医療・福祉の関係者等で構成する「高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会」を設置し、計画の内容等について意見交換・検討を行いました。

また、令和 3 年度に実施した市民アンケートの結果を反映するとともに、令和 3 年 12 月から令和 4 年 1 月にかけて実施したパブリックコメントを経て、本計画を策定しました。

第2章 成年後見制度を取り巻く現状

1. 対象となる人の現状

1) 高砂市の概要

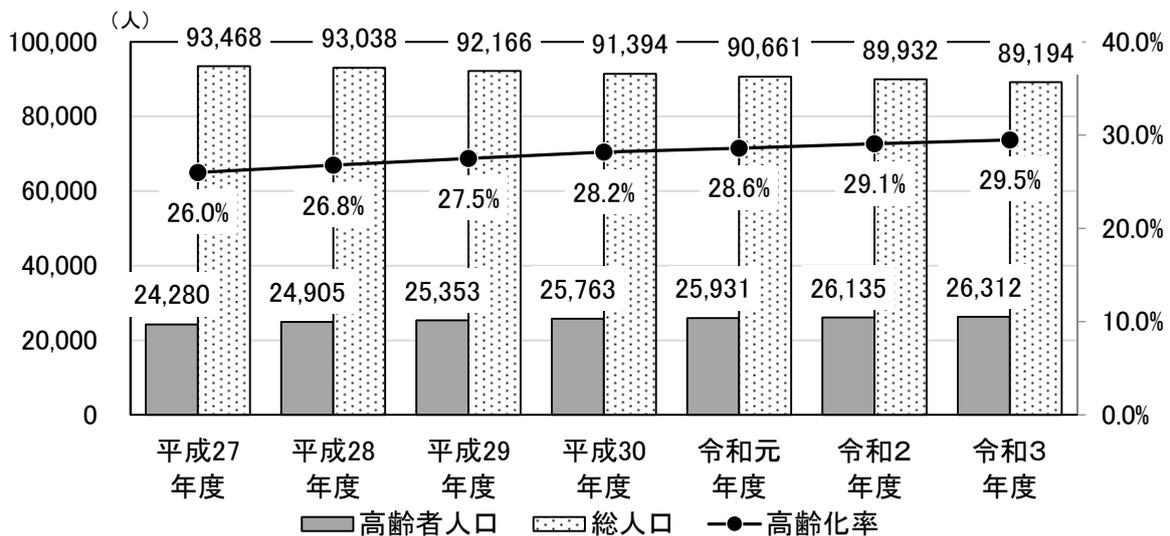
高砂市の概要（令和3年9月末）は以下の通りです。

- 総人口：89,194人
- 面積：34.38km²
- 世帯数：39,971世帯
- 65歳以上人口：26,312人（高齢化率29.5%）
- 小学校：10校
- 地域包括支援センター：1か所（協力センター：4か所）
- 障がい者基幹相談支援センター：1か所（相談支援事業所：6か所）

2) 高齢化の状況

総人口は減少傾向にあり、令和3年で89,194人となっています。また、高齢者人口及び高齢化率は増加傾向にあり、令和3年で26,312人、29.5%となっています。

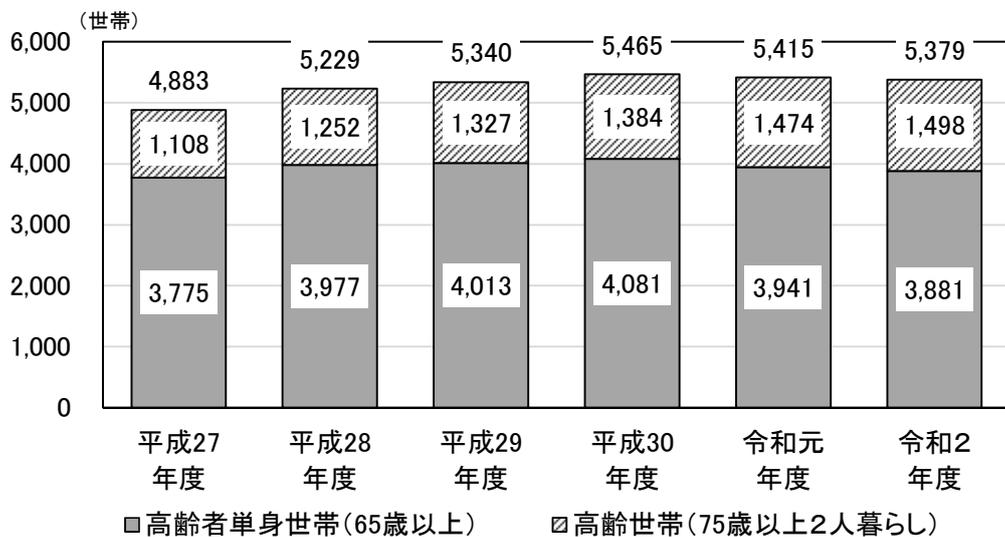
【高砂市の総人口・高齢者人口・高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口（各年9月末）

また、高齢者単身世帯（65歳以上）は平成30年度をピークに減少し、高齢世帯（75歳以上2人暮らし世帯）は増加傾向にあります。

【高齢者単身世帯と高齢世帯の推移】



資料：要介護者実態調査（令和元年度からは高齢者単身世帯の調査対象者が70歳以上に変更となったが、上記については65歳以上データ）

3) 認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定者の増加により、認定者に占める認知症高齢者割合は減少傾向ですが、要支援・要介護認定者数に認定者に占める認知症高齢者割合を乗じて算出した推計人数は増加しています。

【要支援・要介護認定者に占める認知症高齢者割合の推移】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要支援・要介護認定者		4,816人	4,971人	5,081人	5,243人	5,387人
日常生活自立度	自立	39.8%	39.2%	39.3%	40.8%	41.2%
	I	17.8%	19.8%	19.3%	19.0%	19.4%
	II a	1.7%	2.1%	1.5%	1.1%	1.1%
	II b	22.1%	20.8%	21.5%	21.9%	21.1%
	III a	10.7%	10.6%	10.9%	10.1%	10.4%
	III b	2.1%	2.5%	2.5%	2.2%	2.3%
	IV	5.4%	4.7%	4.5%	4.3%	4.1%
M	0.5%	0.4%	0.4%	0.6%	0.5%	
認定者に占める認知症高齢者割合		60.2%	60.8%	60.7%	59.2%	58.8%

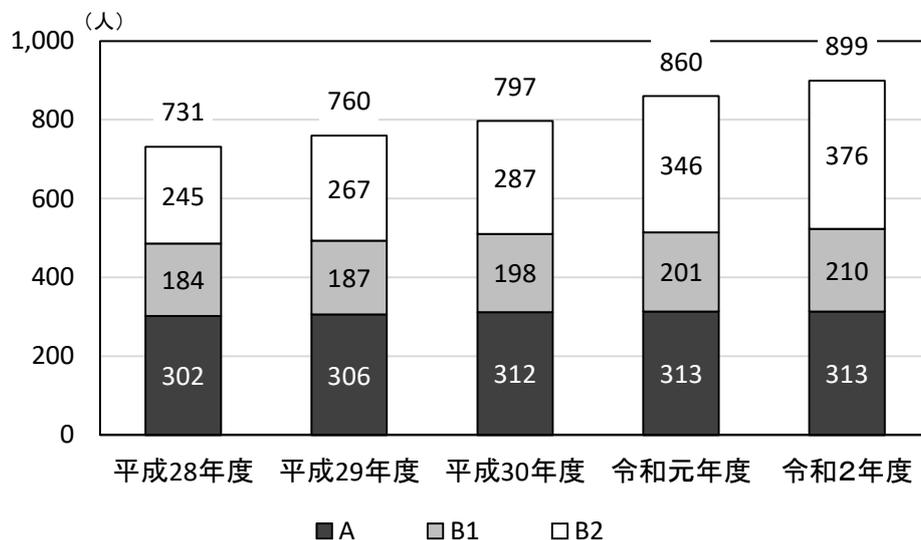
資料：日常生活自立度は要支援・要介護認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において最終的に決定された認知症高齢者のもの（各年度末データ）

4) 障がいのある人の状況

療育手帳所持者は年々増加しており、令和2年度で899人となっています。

判定別にみると、各判定ともに増加していますが、B2が大きく増加しており、平成28年度から令和2年度にかけて131人増加しています。

【療育手帳所持者数の推移】

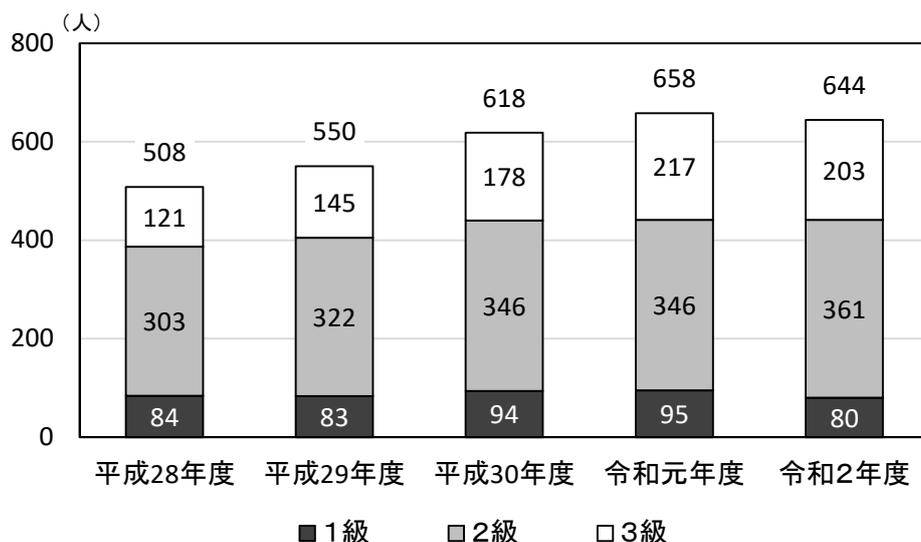


資料：障がい福祉課（各年度末データ）

精神障害者保健福祉手帳所持者は令和元年度から令和2年度にかけて減少するものの、増加の傾向にあり、令和2年度で644人となっています。

等級別にみると、2級は年々増加しており、令和2年度で361人となっており、精神障害者保健福祉手帳所持者全体の56.1%を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



資料：障がい福祉課（各年度末データ）

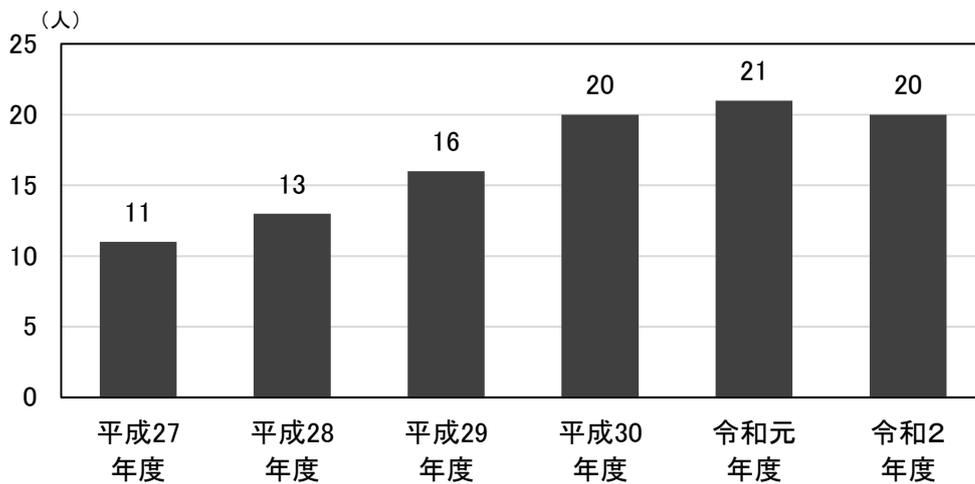
2. 成年後見制度に関する取り組みの状況

1) 日常生活自立支援事業の利用状況

日常生活自立支援事業は専門員1人と直接援助活動を行う生活支援員5人を配置し、主に公共料金支払いの支援や郵便物の確認等の援助を行っています。

実利用者数は増加傾向にあり、令和2年度は20人となっています。

【高砂市の日常生活自立支援事業実利用者の推移】



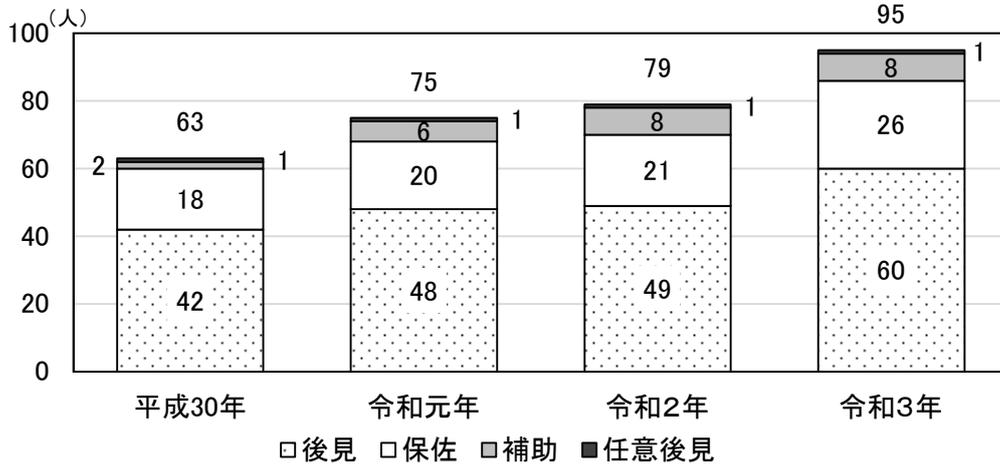
資料：高砂市社会福祉協議会事業報告書（各年度末データ）

2) 成年後見制度の利用状況

神戸家庭裁判所姫路支部管内の高砂市に実際に住んでいる人（施設、病院を含む）の成年後見制度利用者数は増加傾向にあり、令和3年で95人となっています。

なお、認知症高齢者や療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の成年後見制度の利用状況をみると、利用者数は非常に少なく、成年後見ニーズに十分に対応できていない状況が推測されます。

【高砂市の成年後見制度利用者数の推移】



資料：神戸家庭裁判所姫路支部

※本資料は、各年7月31日時点で神戸家裁（支部を含む。以下同じ。）が管理している本人数（上記では合計の人数）を集計したのですが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがあります。

※本人数は、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人の合計数であり、未成年後見人が選任された未成年者は含まれません。また、本人は既に死亡しているが後見人等の管理の計算が完了していない人数も含まれています。

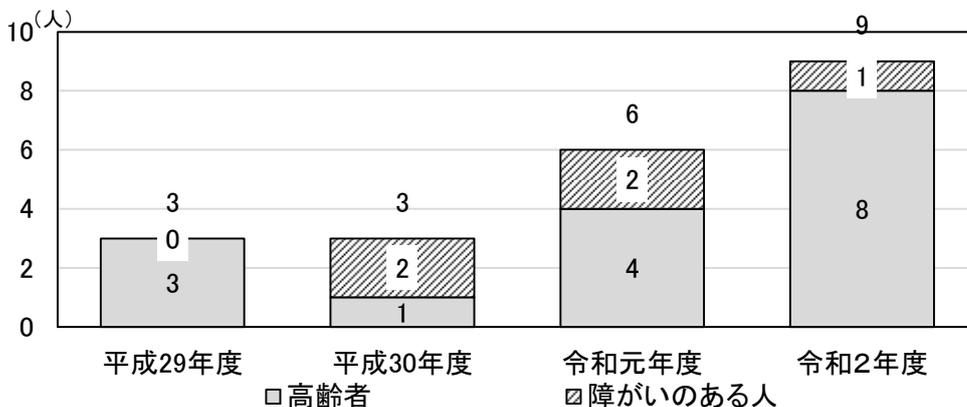
※本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限りません。

※対象となる本人は、神戸家裁が管理している本人であり、本人の住所地が兵庫県内であっても、神戸家裁以外の家裁が管理している本人は含まれません。

3) 市長申立ての実施状況

成年後見制度に関する市長申立ての件数は徐々に増えており、令和2年度で9件となっています。

【高砂市の市長申立て件数の推移】



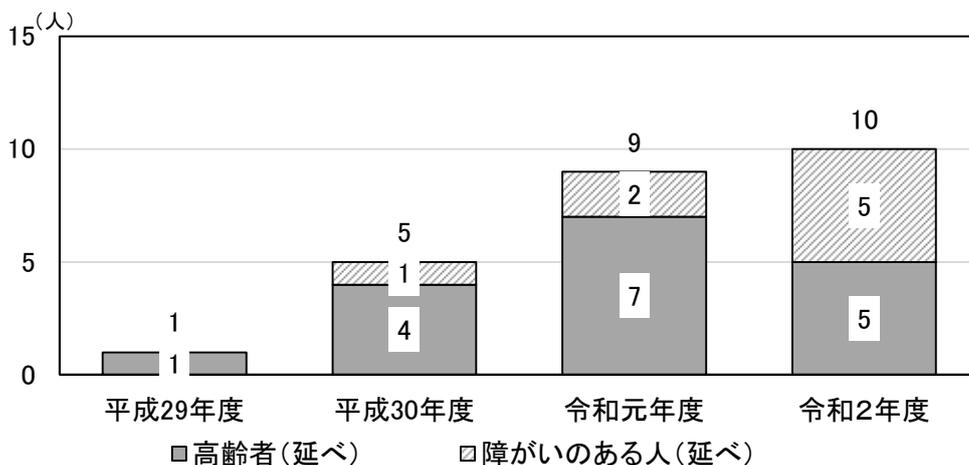
資料：地域福祉課（各年度末データ）

4) 成年後見制度の報酬助成の状況

報酬助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な場合、類型及び申立方法にかかわらず、後見人等に報酬助成を行っています。

報酬助成の給付人数は増加傾向にあり、令和2年度で10人となっています。

【高砂市の成年後見制度に関する報酬助成の給付人数の推移】

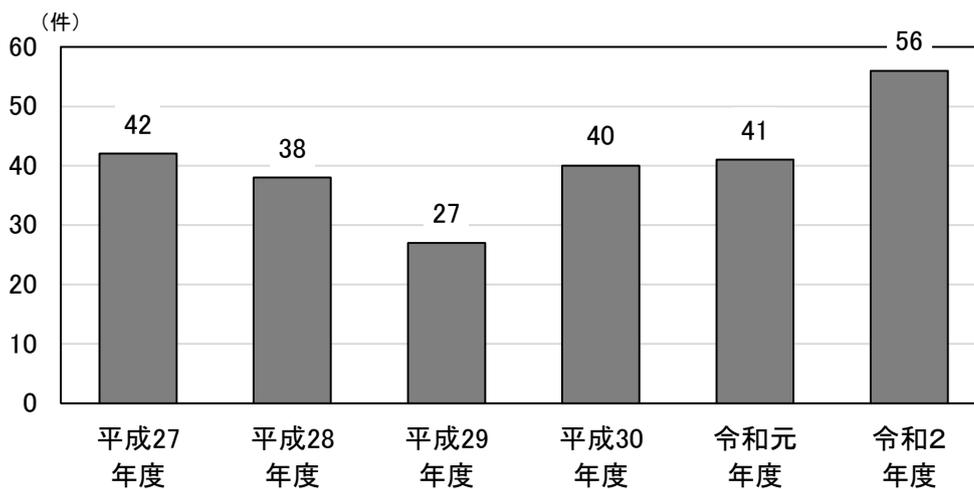


資料：地域福祉課（各年度末データ）

5) 申立て支援の相談対応

高砂市地域包括支援センターにおける成年後見制度相談件数は、平成29年度以降で増加傾向にあり、令和2年度で56件となっています。

【高砂市の成年後見相談件数（権利擁護事業）の推移】



資料：高砂市社会福祉協議会事業報告書（各年度末データ）

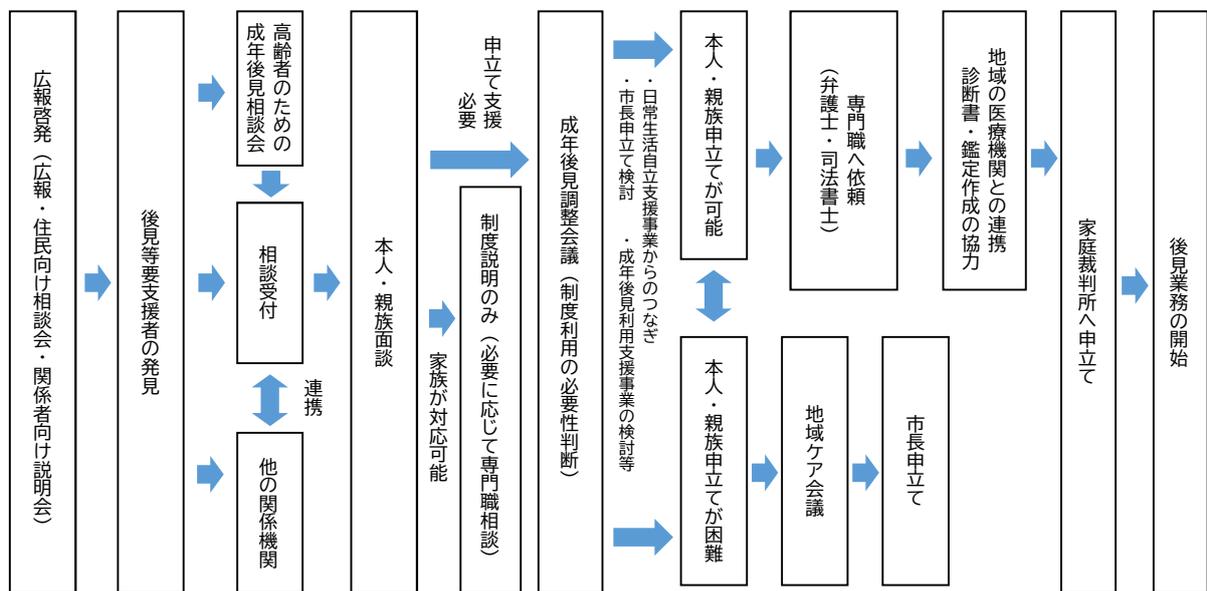
3. 成年後見制度の相談・支援の現状

成年後見制度に関する相談・支援は、市窓口をはじめ、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター等において実施しています。

主な相談の流れは、以下の通りです。

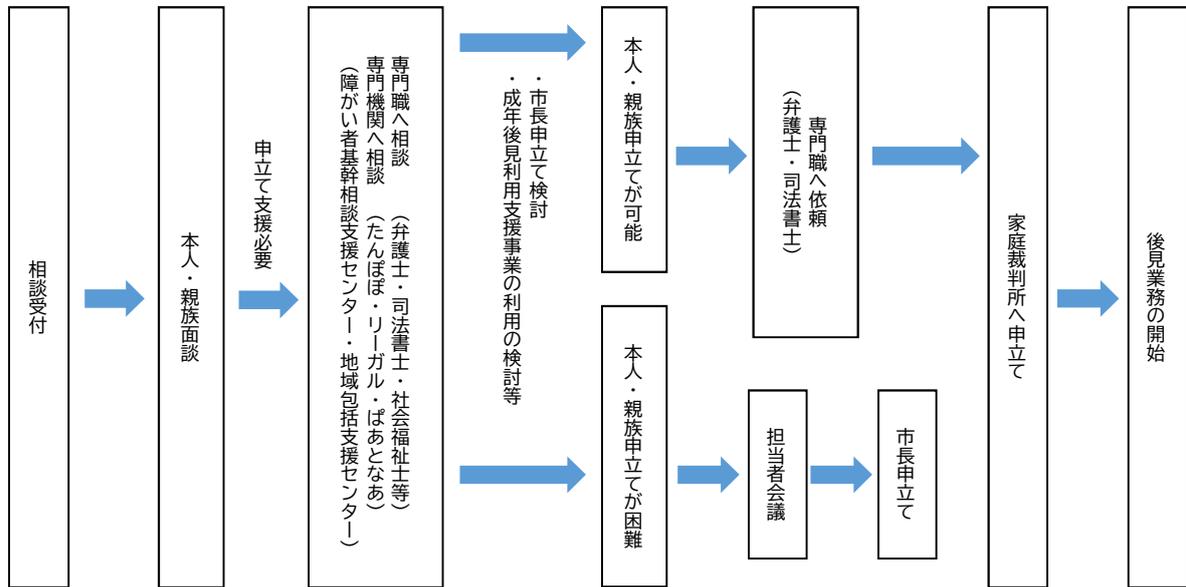
ケース1 地域包括支援センターによる高齢者相談

地域包括支援センターでは、司法書士の参画を得て、権利擁護の観点から支援が必要であると判断したケースについて、成年後見制度を利用する必要性の判断や対応方法を協議する「成年後見調整会議」を毎月実施しています。そこでケースの検討を行い、支援の方向性を決めています。



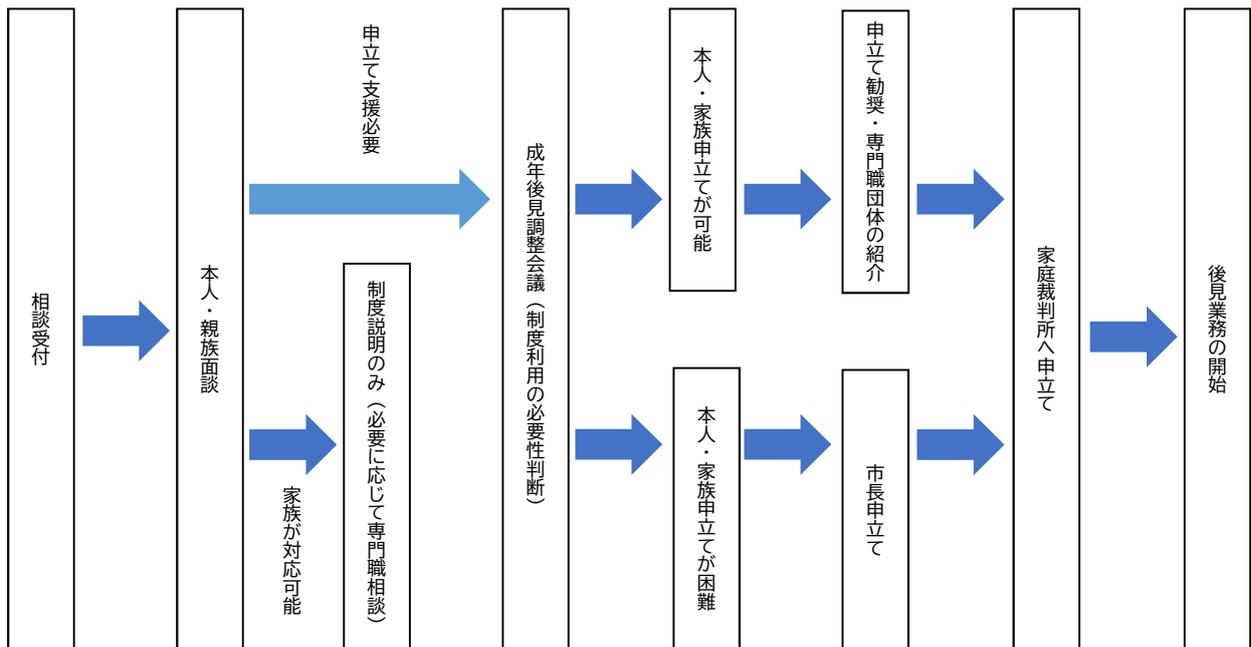
ケース2 (障がい) 相談支援事業所による障がい者相談

障がいのある人の相談支援事業所は、成年後見制度の相談があった時、各相談支援事業所の相談員が面談し、各々で専門職への依頼や市長申立てへとつなげています。



ケース3 高砂市 地域福祉課による相談

高砂市地域福祉課では、本人・親族や関係機関からの相談後、面談や市に寄せられた情報等で事実確認を行うとともに、関係機関と支援策等について検討します。制度利用が必要と判断され、本人・親族申立てが可能な場合は専門職団体を紹介しています。本人・親族申立てが困難な場合は、市長申立てを行っています。



4. 成年後見制度に関する市民・関係者等の意識・動向

1) 市民の意識・動向

令和4年度で計画が終了する「第3期高砂市地域福祉計画」の見直しにあたり、お住まいの地域や「地域福祉」に関する意識や考え方、動向などを把握するため、令和3年度にアンケート調査を実施しました。本調査では、成年後見制度の認知状況や利用意向なども尋ねており、本計画策定の資料としています。

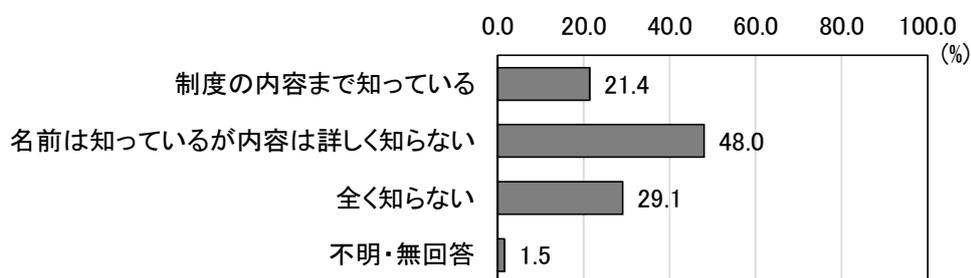
調査の対象、方法、回答の状況

	対象	実施方法・期間	回答数等
市民	20歳以上市民1,000人	郵送による配布・回収とWEB (令和3年8月)	454人(45.4%)

(1) 成年後見制度の認知状況

市民の成年後見制度の認知状況は、「名前は知っているが内容は詳しく知らない」が48.0%で最も多く、「制度の内容まで知っている」は21.4%となっています。

【市民の成年後見制度の認知状況(n=454)】

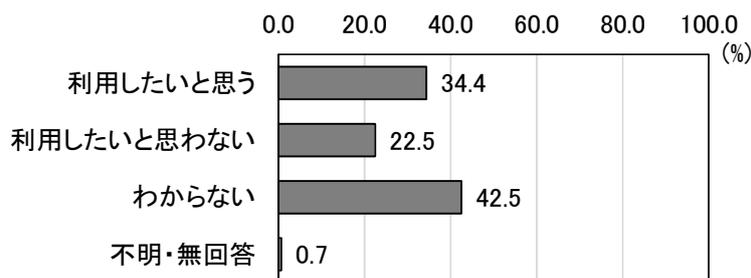


※タイトルに付加されている「n」は質問に対する回答者数を表しています。

(2) 成年後見制度の利用意向

市民の成年後見制度の利用意向は、「わからない」が42.5%で最も多く、「利用したいと思う」(34.4%)、「利用したいと思わない」(22.5%)が並びます。

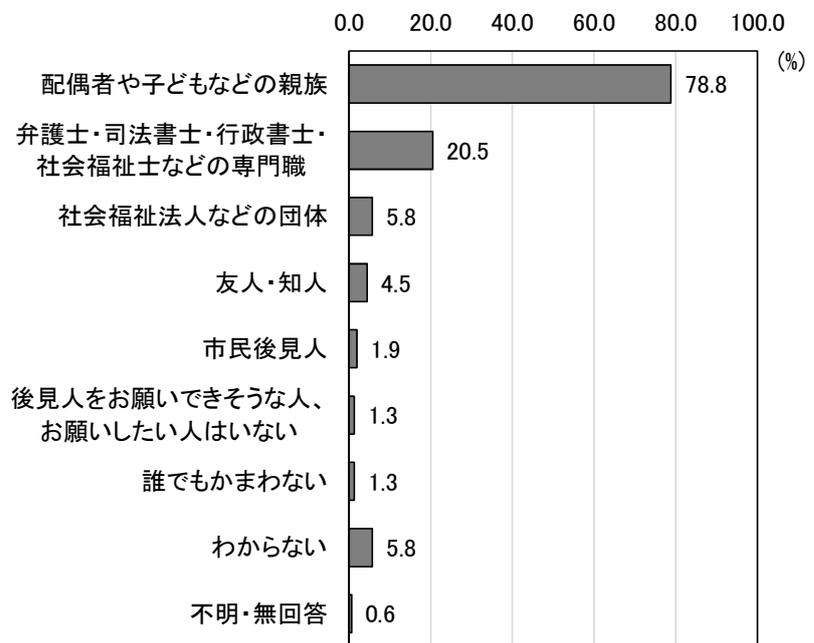
【市民の成年後見制度の利用意向(n=454)】



(3) 後見人になってほしい人

「成年後見制度を利用したいと思う」と回答した市民について、後見人になってほしい人を見ると、「配偶者や子どもなどの親族」が78.8%で最も多く、「弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士などの専門職」(20.5%)、「社会福祉法人などの団体」(5.8%)、「友人・知人」(4.5%)がつづきます。

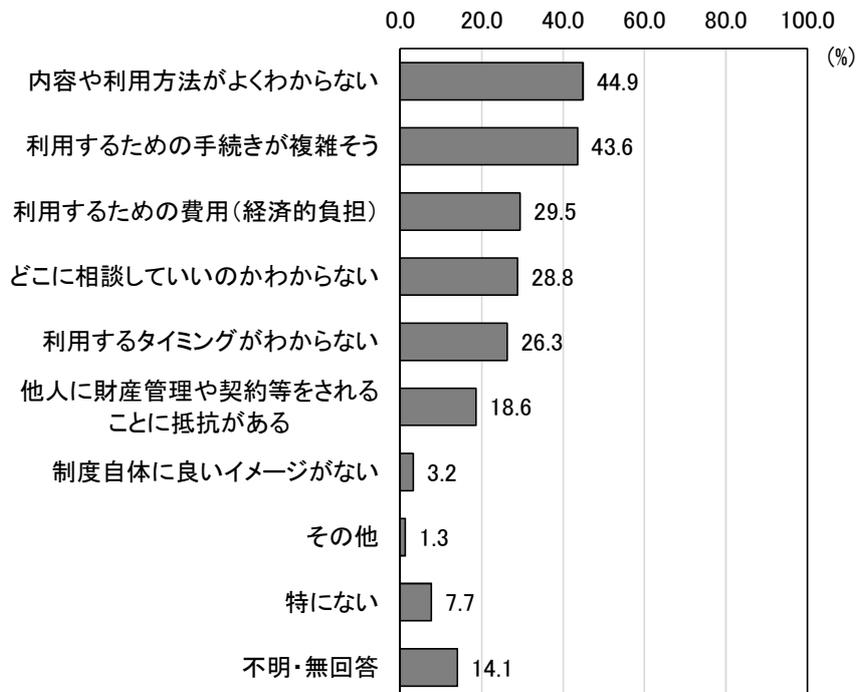
【後見人になってほしい人
(成年後見制度を利用したい市民のみ) (n=156)】



(4) 成年後見制度の利用での不安・気になること

「成年後見制度を利用したいと思う」と回答した市民について、成年後見制度の利用での不安・気になることをみると、「内容や利用方法がよくわからない」が44.9%で最も多く、「利用するための手続きが煩雑そう」(43.6%)、「利用するための費用(経済的負担)」(29.5%)、「どこに相談していいのかわからない」(28.8%)がつづきます。

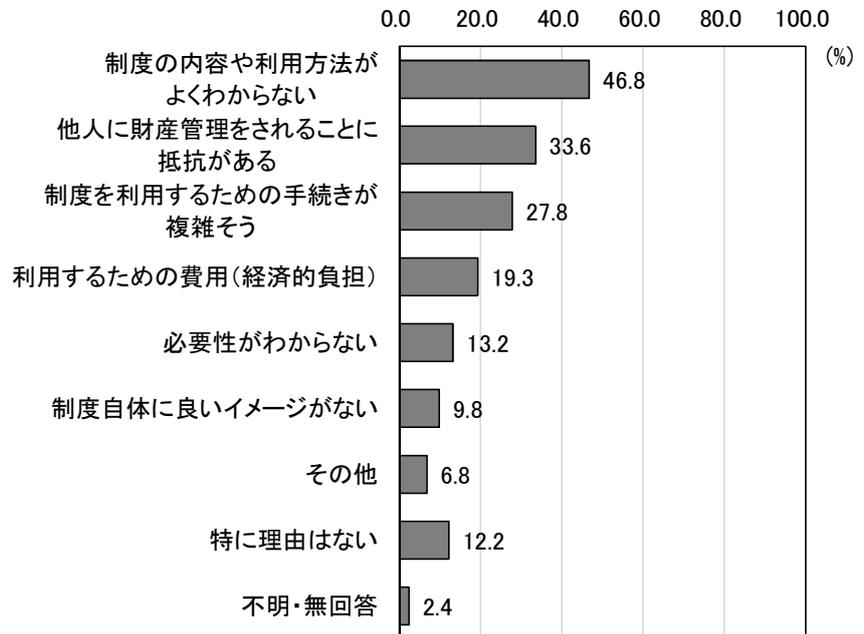
【成年後見制度の利用での不安・気になること
(成年後見制度を利用したい市民のみ) (n=156)】



(5) 成年後見制度を利用しない等の理由

「成年後見制度を利用したいと思わない」、「わからない」と回答した市民について、その理由をみると、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が46.8%で最も多く、「他人に財産管理されることに抵抗がある」(33.6%)、「制度を利用するための手続きが煩雑そう」(27.8%)、「利用するための費用(経済的負担)」(19.3%)が続きます。

【成年後見制度を利用しない等の理由(成年後見制度を利用したいと思わない市民、わからない市民のみ)(n=295)】



2) 民生委員・児童委員の意識・動向

権利擁護センター設置に向けた提言にあたり、市社協において民生委員・児童委員を対象に、成年後見制度の認知状況や相談窓口の認知、市役所に期待する役割等を把握するためにアンケートを実施しています。

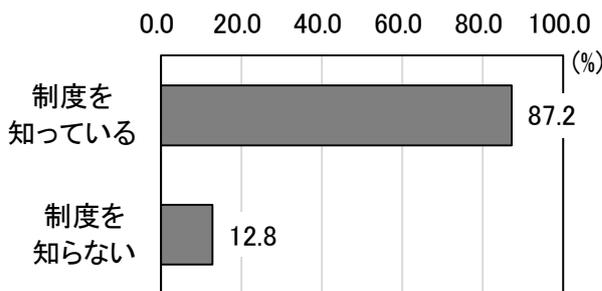
	対象	実施方法・期間	回答数等
民生委員・児童委員	市内の民生委員・児童委員 174 人	民生委員・児童委員協議会での配布・回収（令和元年7月）	117 人（67.2%）

(1) 成年後見制度や相談先の認知状況

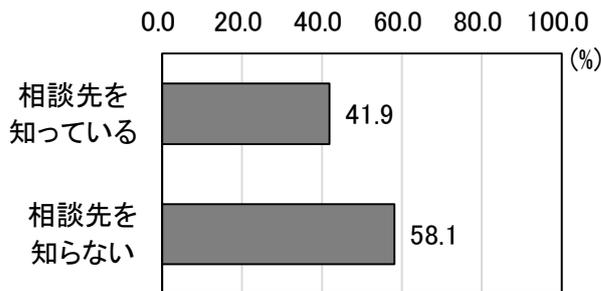
民生委員・児童委員では、「(成年後見) 制度を知っている」は 87.2% となっています。

また、地域住民から成年後見制度について相談を受けた場合、「相談先を知っている」は 41.9% となっており、相談先（窓口）としては、地域包括支援センターや市社協などが挙がっていますが、家庭裁判所や法テラス、司法専門職などはあまり知られていない状況です。

【民生委員・児童委員の
成年後見制度の認知状況(n=117)】



【民生委員・児童委員の
相談先（相談窓口）の認知状況(n=117)】



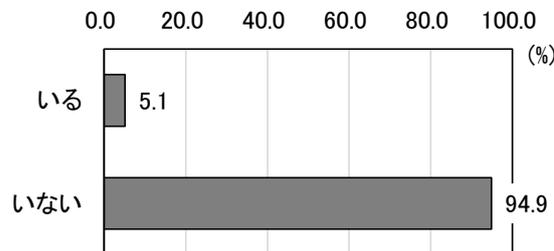
(2) 本人の判断能力が不十分であるため、金銭管理等に困っている地域住民の有無

地域住民で本人の判断能力が不十分であるため、金銭管理や各種手続き等に困っている人については、「いる」が 5.1% となっています。

また、その具体的な内容としては、「高齢で公共料金の支払いや手続きができず困っている」「ギャンブルに没頭し、金銭管理能力がなく、身内も近くにいない」「頼れる身内がおらず入院時同意書が取れず困っている」などの複合的なケースが多く、民生委員・児童委員では入り込めず、専門職に依頼したいというケースもあります。

なお、「いる」の割合自体は 5.1% ですが、問題が表面化されず見えにくいという現状もあり、必要な人に制度が周知されるよう、広報・啓発に取り組む必要があります。

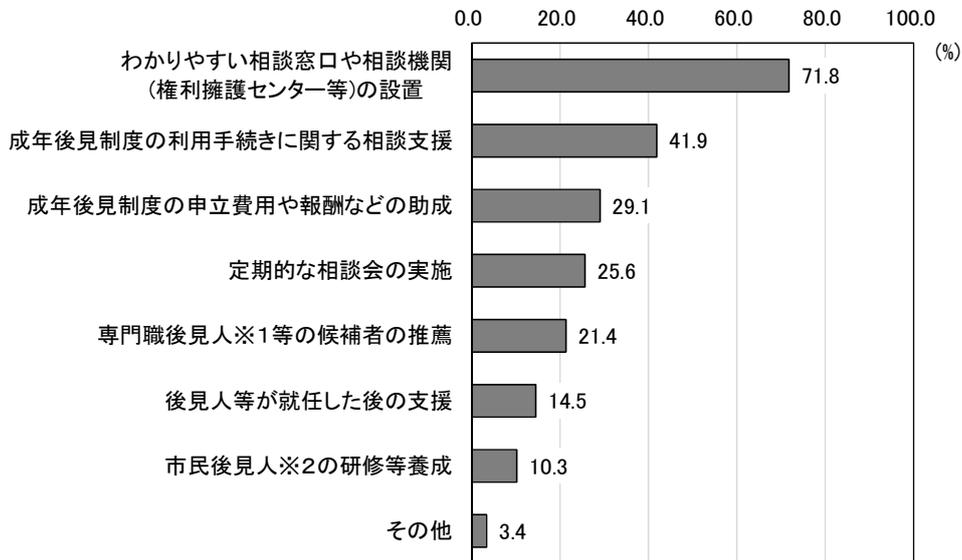
【本人の判断能力が不十分であるため、
金銭管理等に困っている住民の有無(n=117)】



(3) 成年後見制度を利用しやすくするために高砂市に期待する機能・役割

民生委員・児童委員が市に期待する機能・役割では、「わかりやすい相談窓口や相談機関（権利擁護センター等）の設置」が71.8%で最も多く、「成年後見制度の利用手続きに関する相談支援」（41.9%）、「成年後見制度の申立費用や報酬などの助成」（29.1%）がつついています。

【民生委員・児童委員が成年後見制度を利用しやすくするために高砂市に期待する機能・役割(n=117)】



※1：専門職後見人とは、司法書士や弁護士、社会福祉士等の専門家のこと

※2：市民後見人とは、親族以外の市民による後見人のこと

3) 専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）の意識・動向

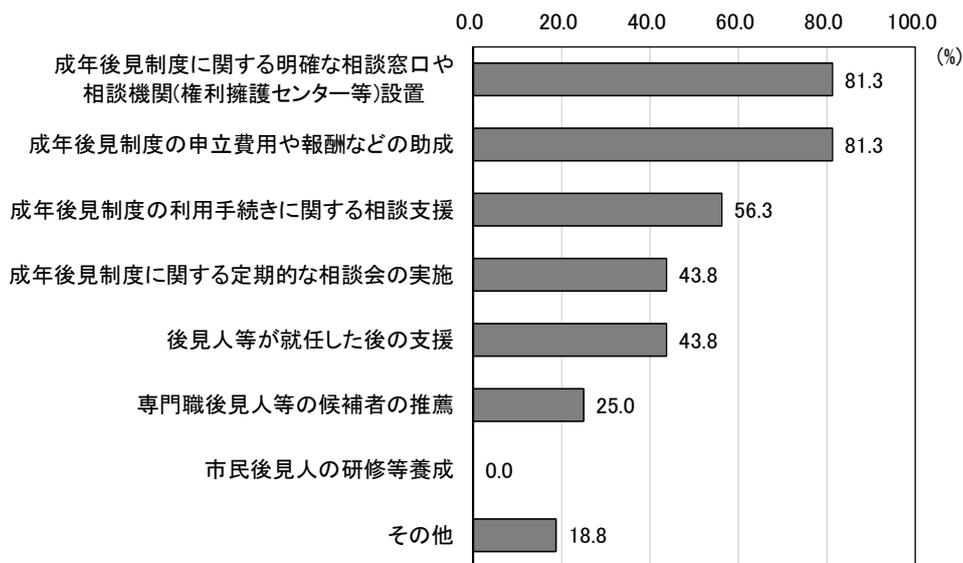
権利擁護センター設置に向けた提言にあたり、市社協において専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）を対象に、成年後見に関する業務の関わり方、市役所に期待する役割等を把握するためにアンケートを実施しています。

	対象	実施方法・期間	回答数等
専門職	市内に住民票又は居所のある方を後見人・保佐人・補助人として担当している専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）	WEB（令和元年7月）	16人

(1) 成年後見制度を利用しやすくするために高砂市に期待する機能・役割

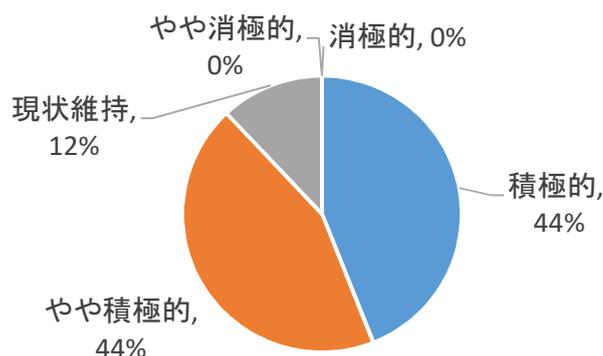
専門職が市に期待する機能・役割では、「成年後見制度に関する明確な相談窓口や相談機関（権利擁護センター等）設置」と「成年後見制度の申立費用や報酬などの助成」がともに81.3%で最も多く、「成年後見制度の利用手続きに関する相談支援」（56.3%）がつづいています。

【専門職が成年後見制度を利用しやすくするために高砂市に期待する機能・役割(n=16)】



(2) 今後、成年後見に関する業務への関わり方

今後、成年後見に関する業務への関わり方は、「積極的」「やや積極的」がともに44%と、約9割の人が積極的に関わりたいと回答しています。



4) 関係者（施設・事業所）の意識・動向

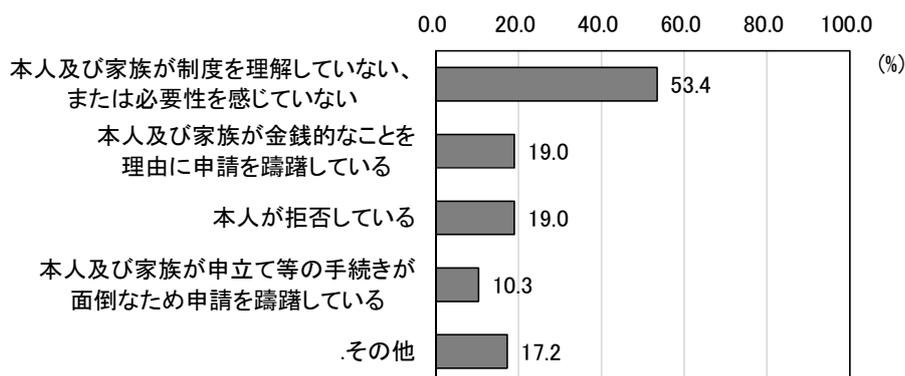
権利擁護センター設置に向けた提言にあたり、市社協において高砂市内の高齢者施設及び事業所を対象に、成年後見制度の利用に至らない理由や成年後見制度（申立て）に関する課題・問題等を把握するためにアンケートを実施しています。

	対象	実施方法・期間	回答数等
関係者	市内の高齢者施設及び事業所：56 事業所 市内の障がい者施設及び事業所：15 事業所	郵送による配布・回収 (令和元年7月)	58 事業所 (81.7%)

(1) 利用者で成年後見制度の利用に至らない理由

施設・事業所の利用者で成年後見制度を利用した方が良いと思う人が、制度の利用に至らない理由については、「本人及び家族が制度を理解していない、または必要性を感じていない」が53.4%で最も多く、「本人及び家族が金銭的なことを理由に申請を躊躇している」と「本人が拒否している」（ともに19.0%）がつづいています。

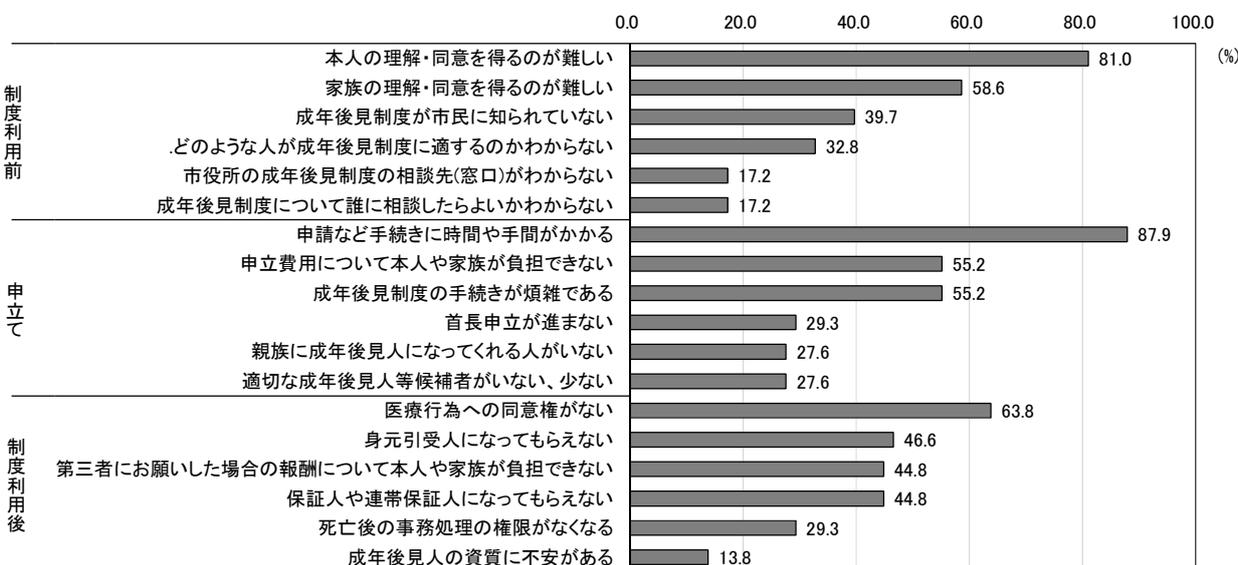
【施設・事業所の利用者で成年後見制度の利用に至らない理由(n=58)】



(2) 成年後見制度（申立て）に関する課題・問題

各段階での成年後見制度（申立て）に関する課題・問題をみると、『制度利用前』では「本人の理解・同意を得るのが難しい」、『申立て』では「申請など手続きに時間や手間がかかる」、『制度利用後』では「医療行為への同意権がない」が、それぞれ最も多くなっています。

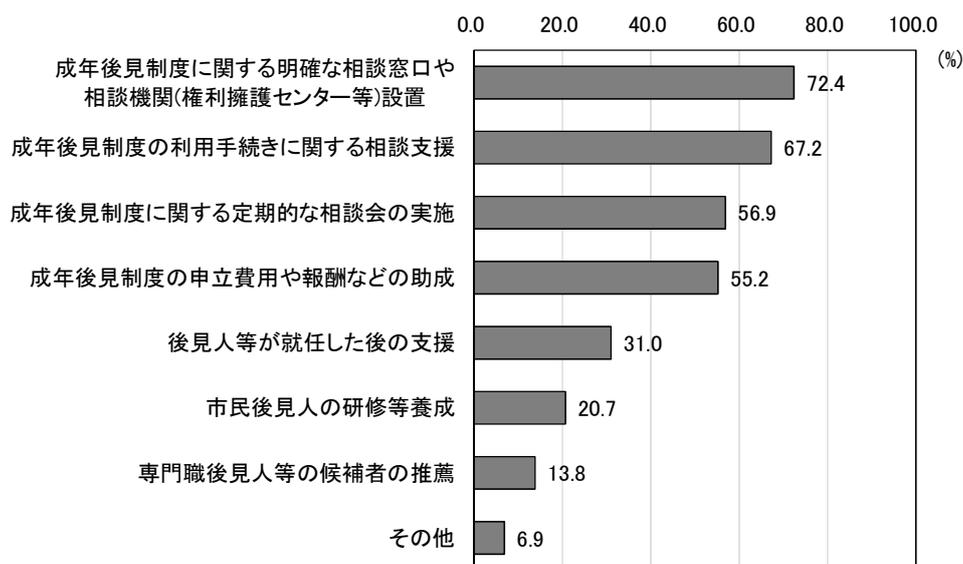
【成年後見制度（申立て）に関する課題・問題(n=58)】



(3) 成年後見制度を利用しやすくするために高砂市に期待する機能・役割

施設・事業所が市に期待する機能・役割では、「成年後見制度に関する明確な相談窓口や相談機関（権利擁護センター等）設置」が72.4%で最も多く、「成年後見制度の利用手続きに関する相談支援」(67.2%)、「成年後見制度に関する定期的な相談会の実施」(56.9%)がつづいています。

【成年後見制度を利用しやすくするために高砂市に期待する機能・役割(n=58)】



5) 各種調査から見えた課題

国基本計画における 具体的機能	現状・課題				中核機関の 役割・機能	期待される効果
	市民	民生委員 ・児童委員	専門職	関係者 (施設・事業所)		
広報機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度を知らない ● 制度の内容、利用方法がよくわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度がよくわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関の理解がない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人・家族の理解を得るのが難しい ● 制度理解が不十分で活用できていない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報・講演会等による周知 ● 民生委員・児童委員や事業所・医療機関に向けた研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度を本人、家族、住民が知り、相談につながりやすくなる ● 福祉関係者が制度を理解し、適切な対応ができる
相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用意向があるが、どこに相談してよいかわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民からは複合的な相談が多い ● 民生委員・児童委員の半数以上が相談窓口を知らない ● 民生委員・児童委員ではアプローチできないため専門職に依頼したい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉に関する総合窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 気軽に相談できる場所がない ● 権利擁護の課題に関する法的な支援の必要性がわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 明確な相談窓口の設置（ワンストップ窓口） ● 相談会の実施 ● 権利擁護全般の窓口の設置 ● 専門職によるアセスメント ● 専門職の派遣 ● 支援方針の検討会議 	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見に関する相談窓口が明確化され、気軽に相談できる機会が増える ● 適切にケースを分析・判断し、必要な支援方針の見立てができる
成年後見制度 利用促進機能			<ul style="list-style-type: none"> ● 申立て支援、アウトリーチ、市長申立てに時間がかかる ● 公正な候補者選定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申立手続きが複雑 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申立てに関わる相談・アウトリーチによる支援 ● 適切な候補者推薦のための検討会 ● 迅速かつ的確な市長申立ての実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請者が申立てを行いやすくなる ● 適切な候補者の推薦ができる ● 申立て困難な人が制度を利用できる
後見人 支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 後見人になってほしい人は親族が最も多く、弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士などの専門職がつづく 		<ul style="list-style-type: none"> ● 後見人一人では解決できない問題が多い（複合的な課題への対応） ● 意思決定支援 ● 報酬助成制度 ● 福祉職との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ● 報酬助成 ● 後見人とのトラブルを相談するところがない ● 医療行為の同意、保証人、身元引受人になれない 	<ul style="list-style-type: none"> ● チーム等支援会議の調整 ● 関係機関とのネットワーク構築 ● 後見人の相談窓口の明確化 ● 複合的課題の対応 ● 家庭裁判所との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人、後見人が相談し、連携できるチームが身近な地域でつくられる

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

高齢化が今後も進むと予測される中、成年後見制度を必要とする人が増えると考えられます。市民アンケートでは約3割の人が成年後見制度を全く知らないと答えています。また、制度を利用したい、したくないという意向に関わらず、制度の内容や利用方法がわからない人が多くみられます。施設・事業所側も本人や家族が制度理解していないと半数の事業所が感じている状況です。そして、成年後見制度の利用促進に向けては成年後見に関するわかりやすい窓口の設置を求める声が多くなっています。

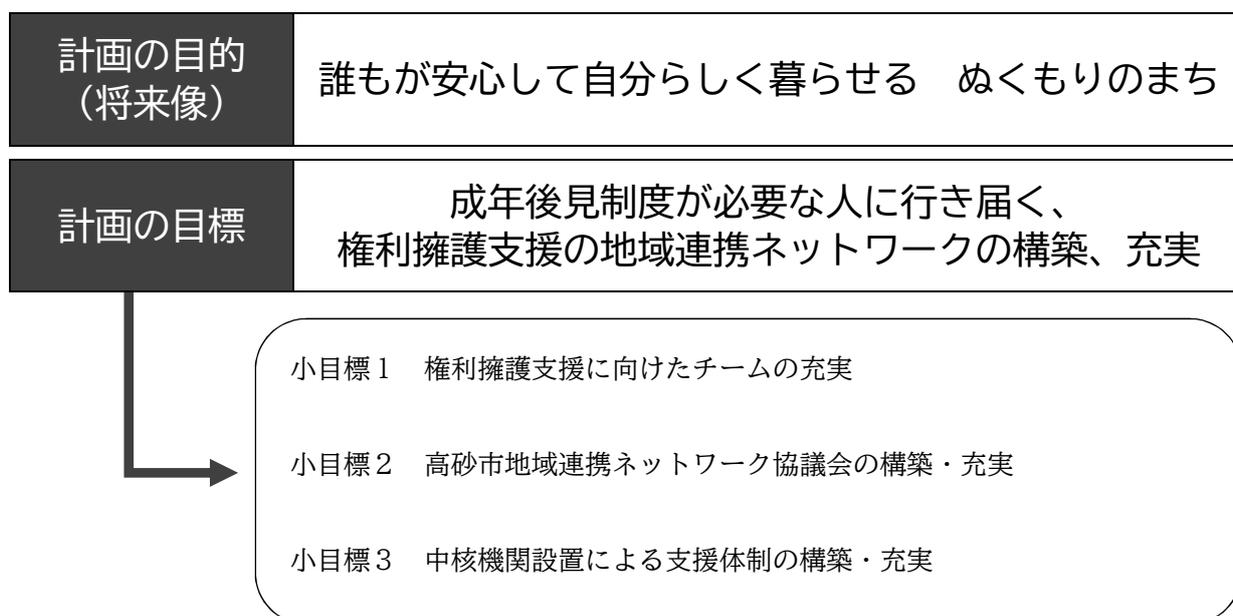
成年後見制度そのものに対する周知・啓発はもちろんのこと、成年後見を必要とする人に必要な支援が行き届く体制を、行政をはじめ、様々な関係機関と連携しながら構築をめざし、ご本人が自立し、尊厳をもって生活ができるようなまちになる必要があります。

よって、本計画の目的（将来像）を、「誰もが安心して自分らしく暮らせる ぬくもりのまち」とします。

2. 計画の目標

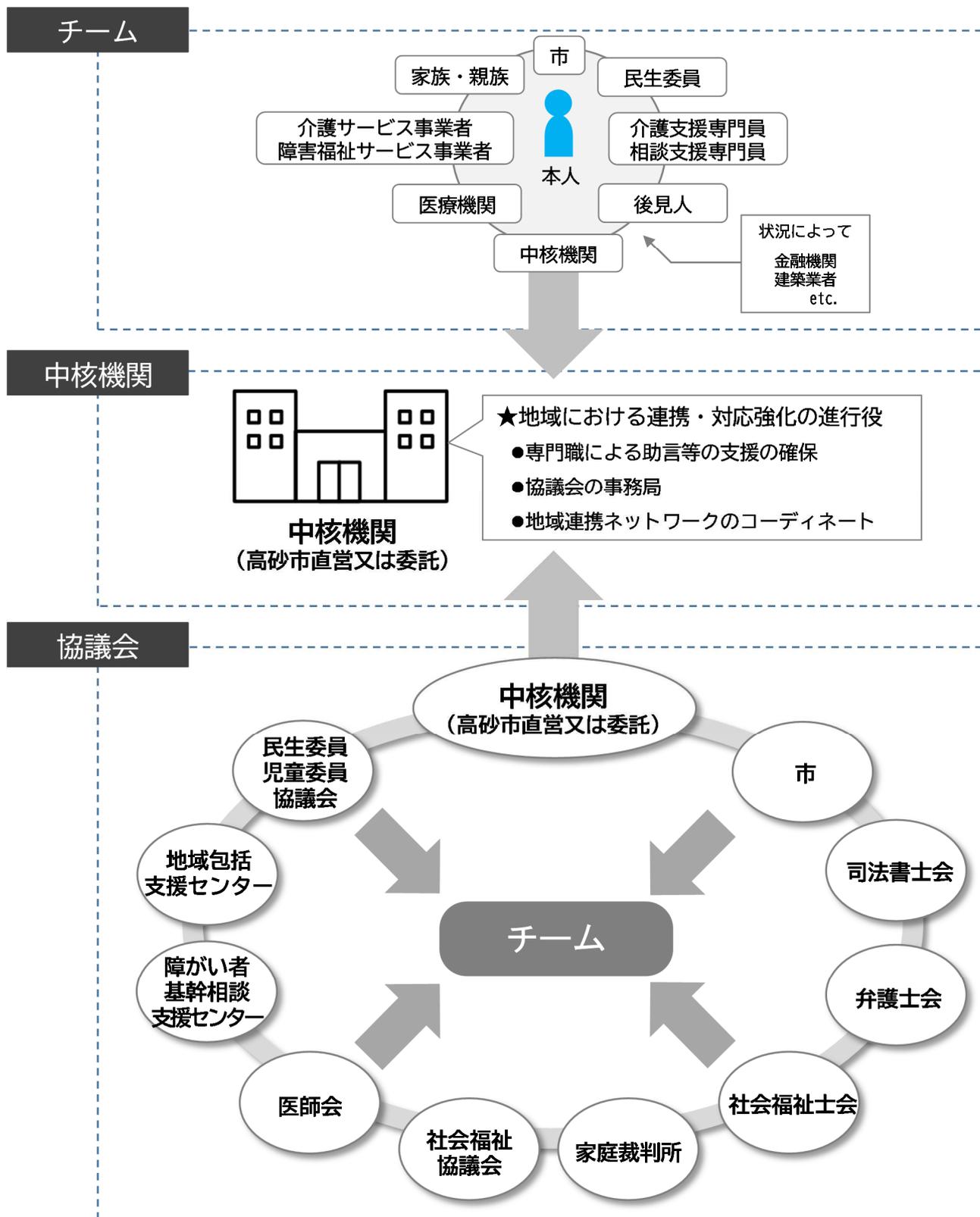
計画の目的である「誰もが安心して自分らしく暮らせる ぬくもりのまち」の実現に向けて、本市が抱える成年後見制度に関する課題等を踏まえ、必要な人が、成年後見制度を「本人らしい生活を守るための制度」として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、充実を図ります。

また、体制の整備に向け、以下の3つを小目標に掲げ、必要な支援が行き届くまちづくりを進めていきます。



成年後見制度を必要とする人に対して必要な支援を行き届かせるため、本市における地域連携ネットワークを構築することを最重要課題とします。

高砂市地域連携ネットワーク（イメージ）

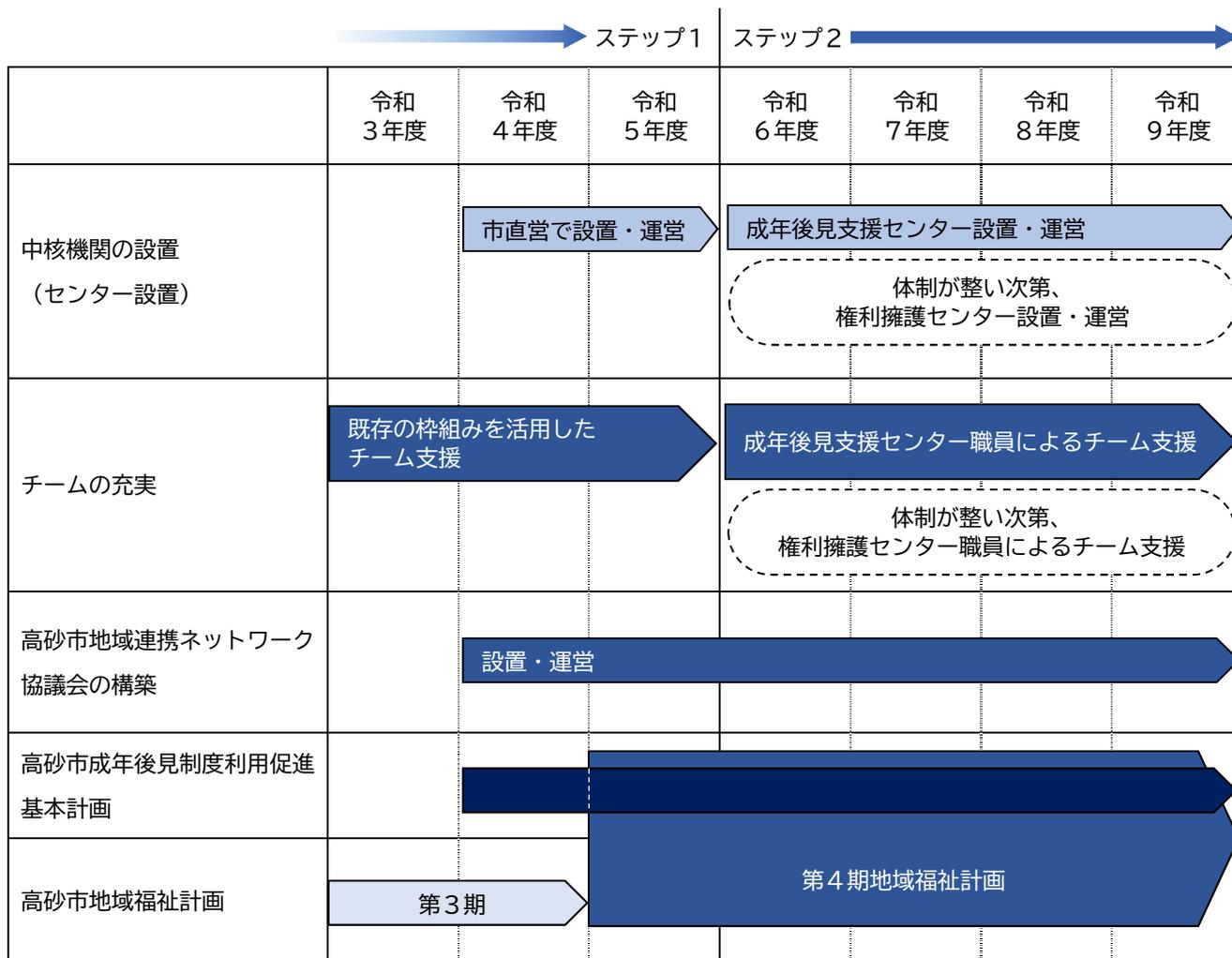


※チームや中核機関等に対する考え、方向性は本計画の第4章で示します。

地域連携ネットワークの構築に向け、中心的役割を担う中核機関（成年後見支援センター、権利擁護センター）の設置やチーム体制、高砂市地域連携ネットワーク協議会の構築は、以下のイメージで進めていきます。

なお、本市では令和4年度から令和5年度を「ステップ1」、令和6年度からを「ステップ2」とした2段階で、地域連携ネットワークの構築・充実に取り組みます。

高砂市地域連携ネットワーク構築・充実に向けたイメージ



権利擁護支援の地域連携ネットワークって何？



権利擁護支援の地域連携ネットワークとは？

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3つの機能（役割）を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携に、司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

※3つの機能（役割）

権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。

早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

※連携の仕組み

チーム

協力して日常的に権利擁護支援が必要な人（本人）を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

協議会

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う。

中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。実情に応じて、市町村等が設置している成年後見支援センターや権利擁護センターなどの既存の取り組みを活用しつつ、市町村が整備し、その運営に責任を持つ（市町村直営又は委託等）。

出典：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画」、成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」より作成

3. 施策体系

本計画の目的及び目標を達成するため、以下のような具体的な施策・取り組みを展開します。

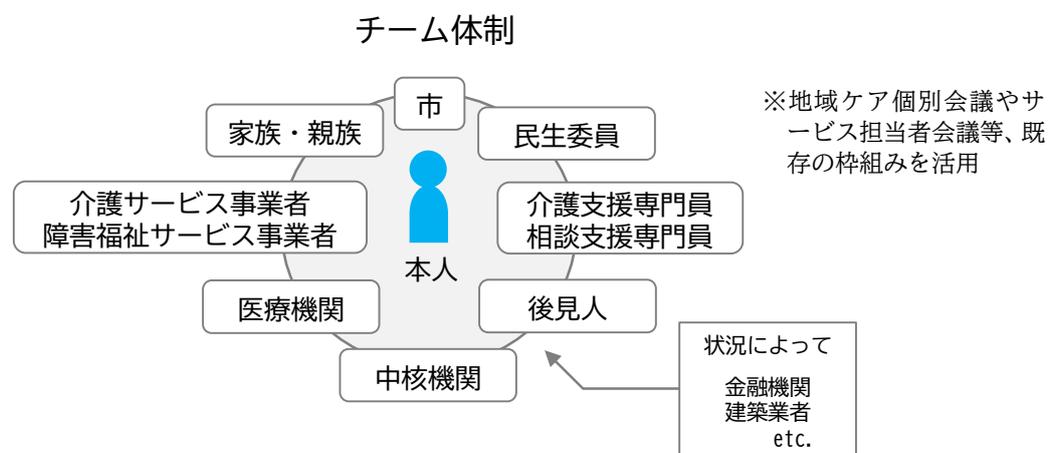
目標	具体的な施策・取り組み
1. 権利擁護支援に向けたチームの充実	1) チームによる対応
	2) チームに対する支援
2. 高砂市地域連携ネットワーク協議会の構築・充実	1) 高砂市地域連携ネットワーク協議会の設置と体制づくり
3. 中核機関設置による支援体制の構築・充実	1) 中核機関の整備・運営
	2) 広報機能の整備・強化
	3) 相談機能の整備・強化
	4) 成年後見制度利用促進機能の整備・強化
	5) 後見人支援機能の整備・強化
	6) 成年後見市長申立ての支援と成年後見制度の利用助成の推進
	7) 任意後見制度の利用促進

第4章 具体的な施策・取り組みの展開

1. 権利擁護支援に向けたチームの充実

1) チームによる対応

地域ケア個別会議などの既存の枠組みを活用しながら、権利擁護支援が必要な人の状況に応じて、後見等開始前には本人に身近な親族や福祉、医療、地域の関係者等がチームとして、後見等開始後には後見人が加わる形でチームとして関わる体制づくりを進めます。成年後見支援センター及び権利擁護センター設置後は、センター職員(専門職)等によるチーム支援を進めます。



※上記のメンバーはイメージであり、本人の状況に応じたメンバーで構築するものとします。

2) チームに対する支援

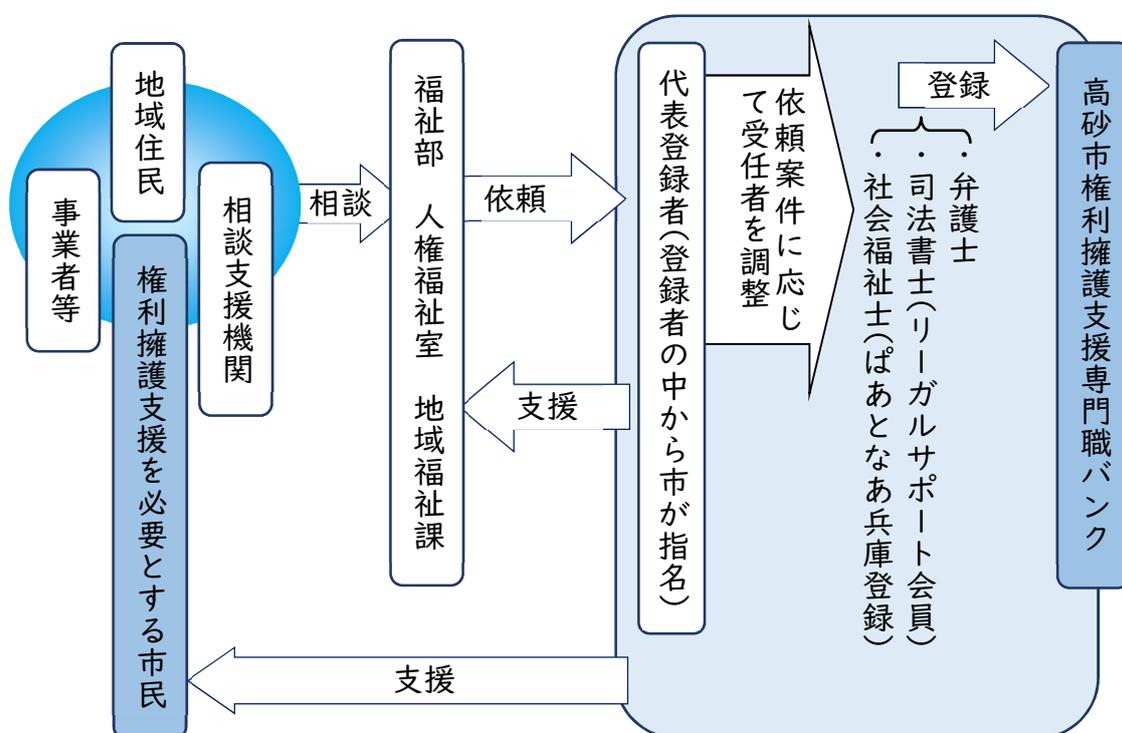
権利擁護支援を必要とする人のケースは多種多様であり、また問題・課題が複雑な場合があります。そういった問題や課題の解消にあたって、設置する中核機関及び高砂市地域連携ネットワーク協議会において必要な後方支援に努めます。また、必要に応じて「高砂市権利擁護支援専門職バンク」から専門職を派遣するなど、必要な支援に努めます。

高砂市権利擁護支援専門職バンクって何？



「高砂市権利擁護支援専門職バンク」は、既存の相談窓口（高齢者（虐待）相談窓口、障がい者（虐待）相談窓口、消費生活相談窓口、福祉事務所）や高齢者・障がい者を支援する関係機関・事業所、地域住民等から、権利擁護支援にかかる専門的な相談を受けた際に、予め市に登録されている弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職に、助言支援を求める制度です。

【支援の流れ】



2. 高砂市地域連携ネットワーク協議会の構築・充実

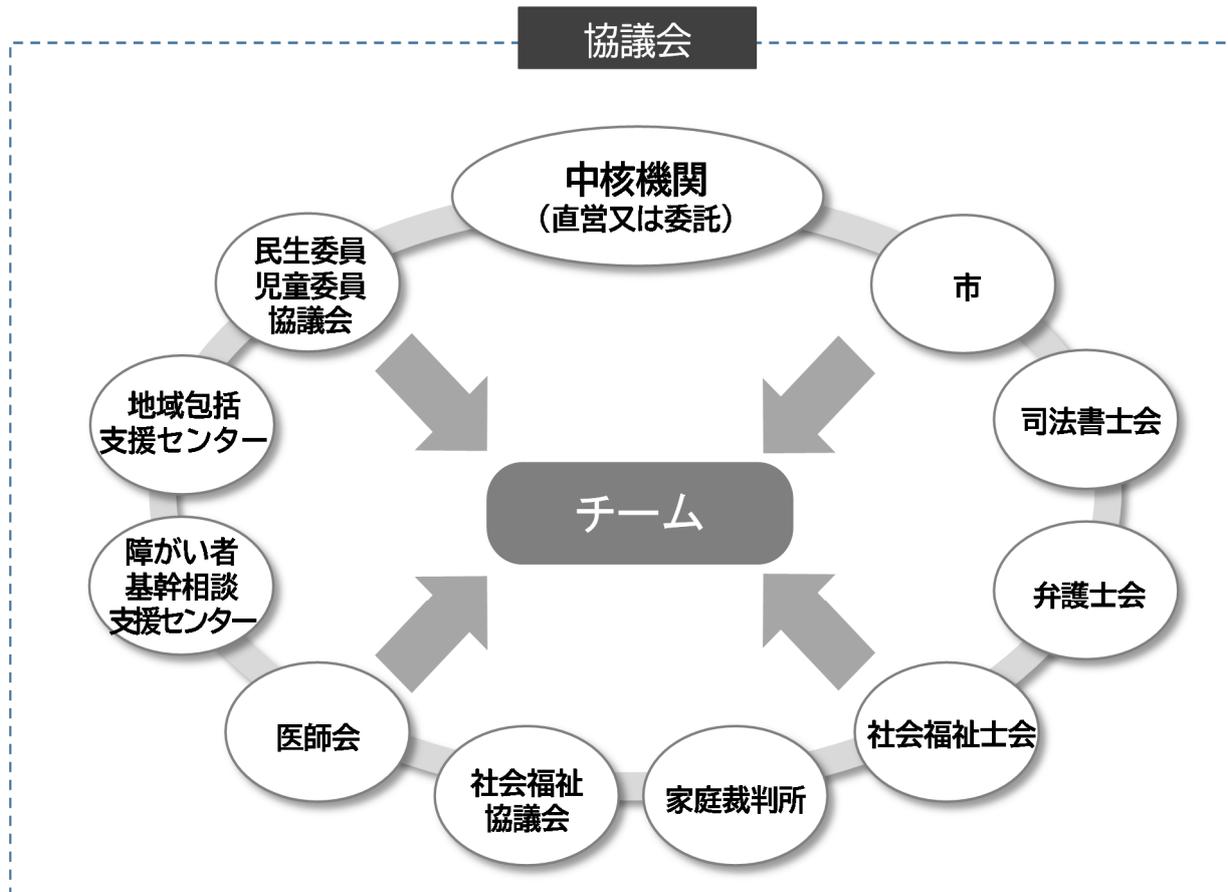
1) 高砂市地域連携ネットワーク協議会の設置と体制づくり

具体的には、弁護士や司法書士、社会福祉士、家庭裁判所、医師会、民生委員・児童委員、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、市社協、市などの幅広い組織・団体から参画を得て、高砂市地域連携ネットワーク協議会を設置・運営します。

また、高砂市地域連携ネットワーク協議会に対して市の関係各課が連携のもと活動を支援するとともに、支援を必要とする人に支援が円滑かつ的確に提供されるよう取り組んでいきます。

協議会における 取組と役割	<ul style="list-style-type: none"> ○地域連携ネットワークの調整・運営 ○家庭裁判所との情報交換・連絡・調整 ○地域課題の検討・調整・解決 <ul style="list-style-type: none"> ・チームへの適切なバックアップ体制の整備 ・困難ケース対応のためのケース会議等を適切に開催する体制の整備 ・多職種間での更なる連携強化に向けた体制の整備 ○本計画の評価
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

高砂市地域連携ネットワーク協議会の体制（イメージ）



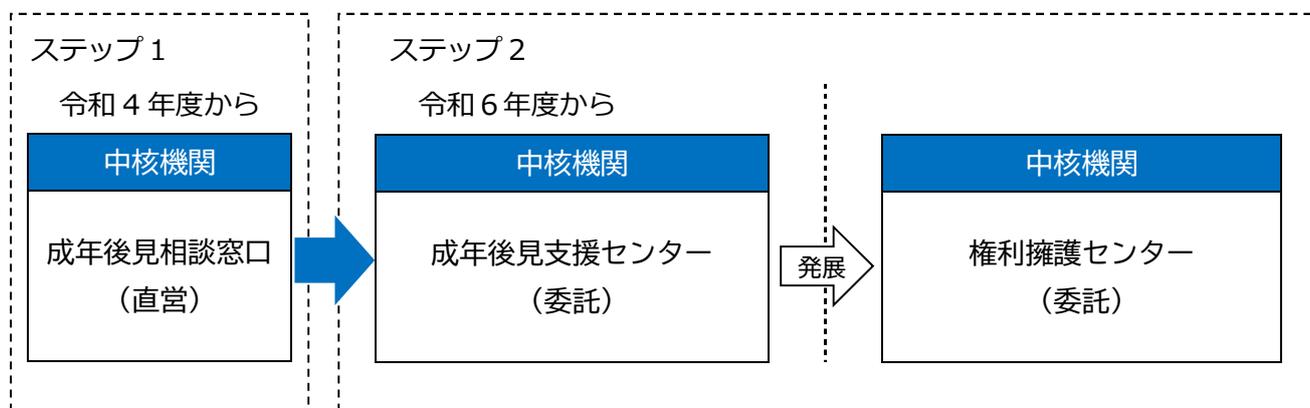
3. 中核機関設置による支援体制の構築・充実

1) 中核機関の整備・運営

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関については、段階的・計画的に整備を進めていきます。

具体的に、ステップ1（令和4年度から）では、市が中核機関を直営で設置します。また、ステップ2（令和6年度から）では、委託による成年後見支援センター、そして権利擁護センターの設置・運営をめざすとともに、当該センターに中核機関の機能を持たせます。

なお、中核機関は「①広報機能」、「②相談機能」、「③成年後見制度利用促進機能」、「④後見人支援機能」を担います。



地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能

- ①広報機能
- ②相談機能
- ③成年後見制度利用促進機能
 - (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
 - (b) 担い手の育成・活動の促進
 - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④後見人支援機能

※地域連携ネットワーク及び中核機関における機能の詳細は、次ページ以降で記載

※中核機関の4つの機能を充実させることの副次的効果として、不正防止の効果があります。

2) 広報機能の整備・強化

地域連携ネットワークに参加する関係者・関係団体は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、制度利用が有効なケースなどの具体的な周知啓発に努めます。

また、中核機関では、地域連携ネットワークに参加する関係者・関係団体と連携し、以下のステップで地域における効果的な広報活動を展開します。

ステップ1 (令和4年度から)	<ul style="list-style-type: none">○パンフレット作成・配布等による関係機関・団体への周知○市政だより、ホームページ、機関紙等による市民への相談窓口の周知○民生委員・介護支援専門員・相談支援専門員向け研修会の開催○高砂市まちづくり出前講座のメニューへの成年後見制度の追加
ステップ2 (令和6年度から)	<ul style="list-style-type: none">○ステップ1の取り組みの継続・強化○成年後見支援センターの周知○市民向け講演会の開催○事業所・医療機関向け研修会の開催

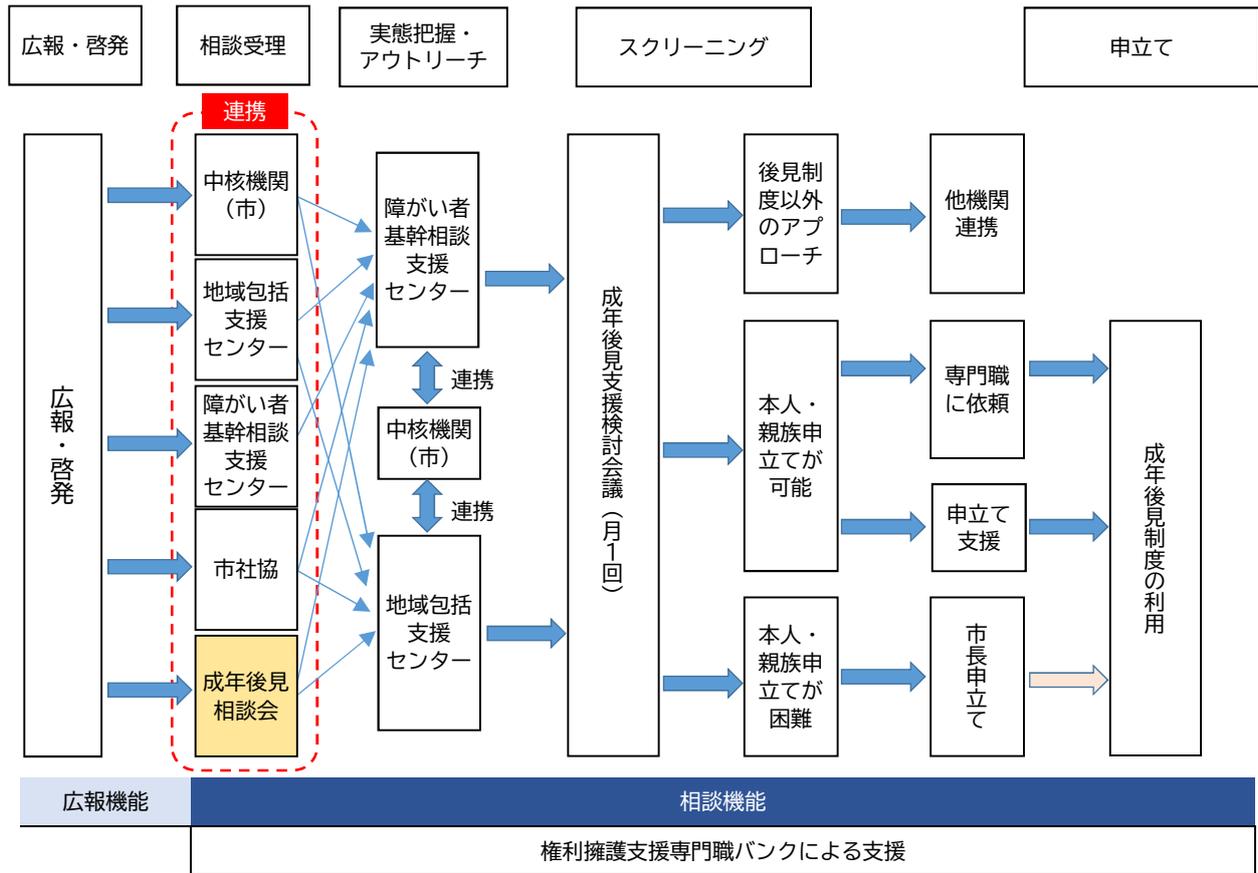
3) 相談機能の整備・強化

中核機関では、地域の専門職団体等の協力を得て、以下のステップで成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。

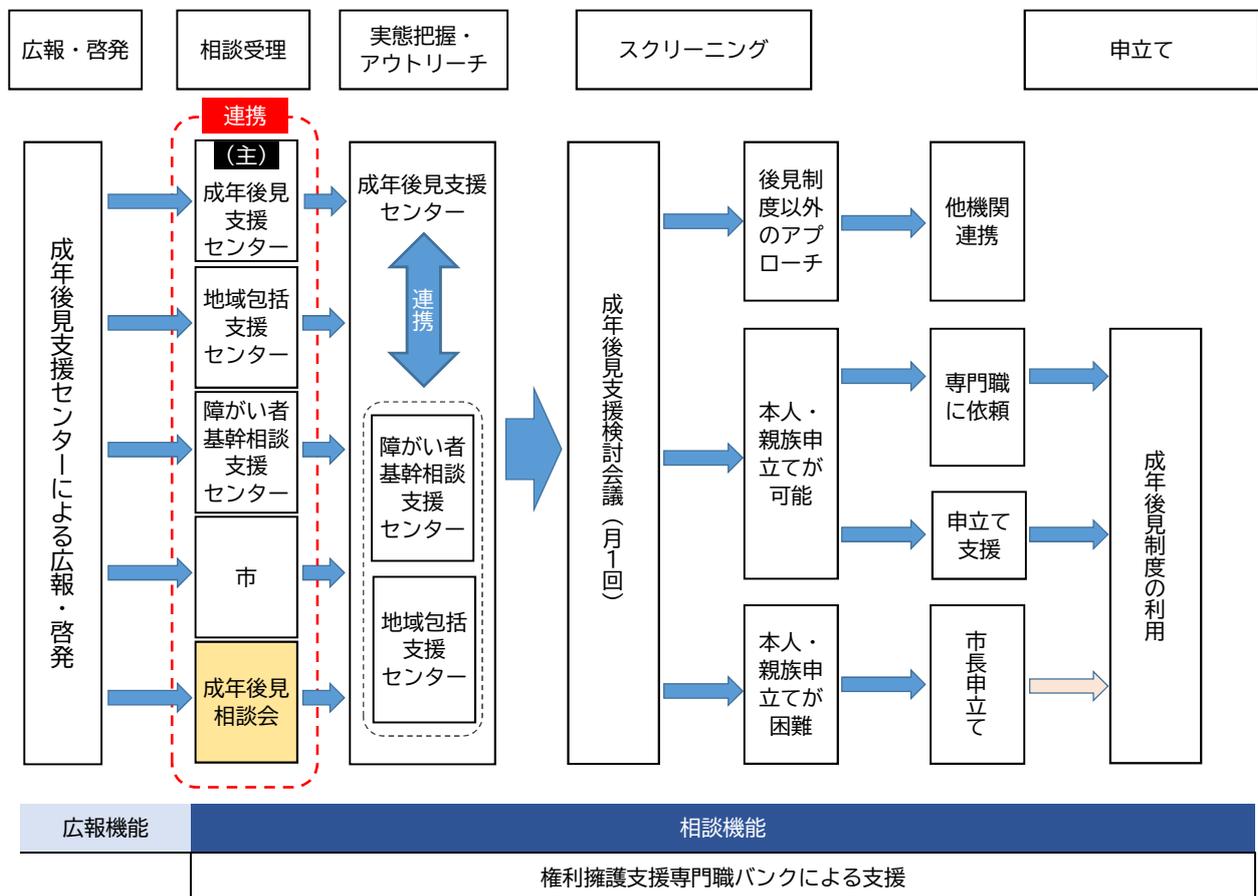
なお、権利擁護支援を進める上で、成年後見が必要な人（本人）を支援するチームを後方支援する福祉事務所をはじめとする市の関係各課の連携を図ります。

<p>ステップ1 (令和4年度から)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○中核機関（市直営）、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、市社協で相談受付・支援・連携の強化 ○地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターによるアウトリーチでの支援 ○成年後見相談会の実施 ○成年後見支援検討会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・中核機関、専門職、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、市社協等による成年後見支援検討会議を通じた効果的なスクリーニングの実施 ○高砂市権利擁護支援専門職バンクの活用 ○チーム会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者を支援する関係機関を招集し、適宜チーム会議を開催
<p>ステップ2 (令和6年度から)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見支援センターの整備による成年後見制度に関する相談窓口の一本化 ○成年後見相談会の実施（継続） ○成年後見支援センターによるアウトリーチでの支援 ○成年後見支援検討会議の開催（継続） ○専門職によるアセスメント（高砂市権利擁護支援専門職バンクから移行） ○チーム会議の開催（継続）

ステップ1 中核機関設置後による成年後見制度の相談・支援の流れ（イメージ）



ステップ2 成年後見支援センター設置後による成年後見制度の相談・支援の流れ（イメージ）



4) 成年後見制度利用促進機能の整備・強化

中核機関では、受任者調整や成年後見制度の担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行支援などに取り組みます。

ステップ1 (令和4年度から)	○申立て相談・支援 ○高砂市権利擁護支援専門職バンクの活用(再掲)
ステップ2 (令和6年度から)	○親族後見人候補者の支援 ○成年後見支援検討会議での受任者調整 ○市民後見人の研修・育成・活用 ○法人後見の育成・活動支援 ○日常生活自立支援事業からのスムーズな移行支援

5) 後見人支援機能の整備・強化

中核機関では、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要に応じて専門的な支援に取り組みます。

ステップ1 (令和4年度から)	○高砂市権利擁護支援専門職バンクを活用した親族後見人への相談支援
ステップ2 (令和6年度から)	○後見人等の相談支援 ○意思決定・身上保護を重視した後見活動への支援 ○情報交換・交流の場の提供

6) 成年後見市長申立ての支援と成年後見制度の利用助成の推進

成年後見制度利用支援事業を通じて、身寄りのない認知症高齢者などについて、市長が後見開始などの申立てを行います。また、後見人に対する報酬の支払いが困難な人に対して、報酬費用の助成を行います。

7) 任意後見制度の利用促進

判断能力が衰える前であっても、任意後見制度等を利用して権利擁護が実現できることを周知、助言し関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど、任意後見制度が適切かつ安心して利用するための取組を進めます。

第5章 計画の推進・評価

1. 計画の推進

高砂市地域連携ネットワーク協議会に参加する関係機関・団体等をはじめ、成年後見制度に関連する機関・団体・行政等が、それぞれの役割を担いながら連携して計画を推進し、それらの推進状況については市が取りまとめます。

2. 計画の進捗管理と評価

本計画については、高砂市地域連携ネットワーク協議会において、PDCAサイクルに基づき、関連する施策・事業の進捗状況の把握および評価を行います。

その中で、改善・調整等が必要という評価が出された場合は、施策の取組方向に評価結果を反映する等、本計画を着実に進めていきます。

1. 高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、計画案を検討するため、高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部人権福祉室地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

2. 高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会委員名簿

分野	所属	氏名	備考
司法関係者	兵庫県弁護士会	荻埜 敬大	副委員長
	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート	助永 嘉伸	委員長
医療・福祉関係者	高砂市医師会	森脇 祥文	
	一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」	山里 護	
	高砂市地域包括支援センター	梅谷 伸也	
	高砂市障がい者基幹相談支援センター みんと	越田 典子	
行政機関職員	高砂市 福祉部	北野 裕史	
社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会		石原 康愛	
民生委員児童委員協議会		中尾 進	
神戸家庭裁判所姫路支部		奥山 信彦	オブザーバー

3. 策定経過

日時	内容
令和3年8月2日 ～8月31日	市民アンケートの実施（20歳以上の市民を対象） 配布数：1,000件 有効回収数：454件 有効回収率：45.4%
令和3年10月7日	第1回高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会 議 題 （1）計画策定の背景・趣旨について ①国の成年後見制度利用促進基本計画について ②権利擁護センター設置に向けた提言書 ～高砂市における権利擁護のさらなる実現のために～ （2）高砂市における成年後見制度利用促進計画骨子案について （参考）香川県三豊市成年後見制度利用促進基本計画 （3）その他
令和3年11月24日	第2回 高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会 議 題 （1）高砂市成年後見制度利用促進計画素案について （2）次回開催日程について （3）その他
令和3年12月22日 ～令和4年1月21日	パブリックコメントの実施 意見者数：3名 意見件数：延べ4件（意見を項目別で集計）
令和4年2月14日	第3回 高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会 議 題 （1）パブリックコメントの結果について （2）高砂市成年後見制度利用促進基本計画最終案について （3）今後のスケジュールについて （4）その他
令和4年11月28日	第2回 高砂市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会 議 題 （1）各機関の取組実績について （2）高砂市成年後見制度利用促進基本計画の加筆・修正について （3）成年後見センターの進捗状況について （4）その他

4. 用語解説

「あ」行

アウトリーチ

行政や支援機関などが積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけることです。

アセスメント

対象者やその家族との面談や聞き取りを通じて、問題状況の確認、情報収集・分析を行い、対象者の要望をくみ取ることです。医療や福祉分野では、個別ケアの方向性決定に利用されます。

「か」行

禁治産・準禁治産制度

心神喪失または心神耗弱の状況にある人に対して、家庭裁判所が禁治産または準禁治産の宣告をして、本人に後見人または保佐人をつける制度のことです。

明治時代に作られた制度ですが、平成12年4月1日に施行された成年後見制度に移行しました。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がい者等の自己決定をサポートするため、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。

「さ」行

市長申立て

高齢者や障がい者に対し、「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」に、老人福祉法や知的障害者福祉法、精神保健福祉法を根拠として、市町村長が後見等開始の審判請求を行うことです。

市民後見人

専門職や社協以外の人で、本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、地方自治体や後見関連団体等が行う後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望して、家庭裁判所から選任された当該成年後見人等のことです。

障がい者基幹相談支援センター

地域における障がい者の相談支援を担う中心的機関のことです。基本的な役割として、①総合的・専門な相談支援、②地域の相談支援体制の強化の取り組み、③権利擁護・虐待の防止、④障がい者自立支援協議会への参画が挙げられます。

身上保護

援助者が本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなどを行うことです。

スクリーニング

対象者が置かれている状況を把握し、問題の困難さ・複雑さ・緊急性を分類することです。

「た」行

地域福祉計画

住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民、福祉サービスを提供する事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域で福祉活動を行う者をはじめとする地域の関係団体の参加を得て、地域の生活課題を、それに対応する必要なサービスの内容・量や、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする計画のことです。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や支援の体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした、地域包括ケア実現に向けた中心的機関のことです。

「な」行

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことです。

「は」行

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の支援を行うことです。

法テラス（日本司法支援センター）

国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」のことです。借金、離婚、相続その他各種法的な問題解決への道案内のため、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務などを行っています。

パブリックコメント

市が基本的な計画等を策定する際に、事前にその案の内容および関連資料を公表して、市民等からの意見を募集し、それを政策に反映させるとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続のことです。

「ま」行

民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、地域住民の生活状況の把握、要援護者の相談援助、関係行政機関への協力など広範囲な職務を行うほか、「児童福祉法」による児童委員を兼務します。

